

飯塚市災害時備蓄品の有効活用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、飯塚市災害時備蓄品の有効活用に関する要綱（告示52号）の円滑な事務の取り扱いを行うため必要な事項について定めるものとする。

(備蓄品の活用計画)

第2条 要綱第3条に定める備蓄品の活用については、当該年度内期限を迎える備蓄量を年度当初に把握し、活用計画の策定に努力するものとする。

(備蓄品の寄附対象)

第3条 要綱第4条に定める備蓄品を寄附する相手方は、次の各号のすべてを満たすフードバンク団体等とする。

- (1) 飯塚市内に活動拠点があること。
- (2) 農林水産省及び福岡県の認定事業者等であること。
- (3) 一般社団法人福岡県フードバンク協議会との連携事業者等であること。
- (4) フードバンク事業の実績があること。

(申請手続き)

第4条 第3条に規定する寄附対象の選定については、団体等からの申請によるものとし、随時受け付けるものとする。

2 申請に関しては、次に掲げる書類を別紙1「災害時備蓄品寄附申請書」に添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 農林水産省及び福岡県の認定事業者であることの写し
- (2) 登記事項証明等の写し
- (3) 活動実績証明等
- (4) 別紙2「宣誓書」
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(寄附団体名簿の備付け)

第5条 市は第4条の規定による申請を受理した場合、別紙3「災害時備蓄品寄附団体名簿」を備付け、団体の名称、所在地、連絡先等を記録するものとする。

(寄附の実施)

第6条 備蓄品の寄附は、前条に規定する寄附団体名簿に記載されている団体等に対して行うものとし、各団体への寄附数量は、備蓄品の量と団体の事業内容等を勘案し決定する。

2 備蓄品の受け渡しは、原則、市が指定する時間、場所にて行い、運搬等は寄附を

受ける団体等が行うものとする。

(被災者支援への協力)

第7条 要綱第5条に規定する災害時の被災者支援については、避難所以外の避難者に対する救援物資の運搬等の協力を求めるものとする。

附 則

この要領は、要綱の告示の日から施行する。

年 月 日

（宛先）
飯塚市長

団体等所在地

団体等名称

代 表 者

災害時備蓄品寄附申請書

飯塚市災害時備蓄品の有効活用に関する要綱第4条の規定による備蓄品の寄附を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 団体等の情報

事業所等所在地	
事業所等名称	
代表者氏名	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

2 使用目的（事業内容）

※添付書類

農林水産省及び福岡県の認定事業者であることの写し

登記事項証明等の写し

活動実績証明等

宣誓書

その他（

）

年 月 日

（宛先）
飯塚市長

団体等所在地

団体等名称

代 表 者

宣 誓 書

飯塚市災害時備蓄品の有効活用に関する要綱第5条の規定する災害時における被災者支援について、市から協力の要請を受けた場合は、やむを得ない事由のない限り、これを承諾し、速やかに協力することを誓約します。

